黒田グループ株式会社

定　款

平成29年10月　6日 設 立

平成29年12月15日 一部変更

平成30年　6月28日 一部変更

令和元年　6月20日 一部変更

令和　2年　4月　1日一部変更

令和　5年　1月10日一部変更

令和　5年　4月　1日一部変更

令和　5年　6月15日一部変更

令和　6年　6月25日一部変更

令和　6年　9月21日一部変更

令和　6年　10月18日一部変更

黒田グループ株式会社
定款

第1章 総則

（商 号）

第1条　当会社は、黒田グループ株式会社と称し、英文では Kuroda Group Co., Ltd.と表示する。

（目 的）

第2条　当会社は、次の各号に掲げる事業を営むこと及び次の各号に掲げる事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより当該会社の事業活動を支配及び管理することを目的とする。

① 電子部品・機械部品・金属部品等の卸売業
② 測定器・検査機・電子機器に関する自動組立機・検査治具の製作・販売業
③ ハンダ付け装置の設計・製造・販売業
④ 液晶ディスプレイ用特殊印刷版の製造・販売業
⑤ ソフトウェア開発、開発エンジニア様向け製品開発、システムの受託開発・製造業
⑥ 電力会社・電設業者・通信事業者に対する電設資材、電力資材等の製造・販売業
⑦ HDD 用機構部品の製造・販売業
⑧ 金型及び金属プレス部品の製造・販売業
⑨ アルミダイカスト製品の製造・販売業
⑩ 金属プレス部品・樹脂成形品の製造及び溶接加工並びにプレス部品・成形品の金型の製造・販売業
⑪ 射出成形部品の製造・販売業
⑫ 大型樹脂成型金型の製造販売及びフィルム加工品等の製造・販売業
⑬ 電子部品等の実装及び加工事業
⑭ グループ経営に関する、企画・調査・支援・業務の受託・管理並びにそれらに関するコンサルティング業務
⑮ 有価証券、不動産等固定資産の取得、保有及び売買
⑯ その他、前各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第3条　当会社は、本店を東京都品川区に置く。

（機 関）

第4条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

① 取締役会

② 監査等委員会

③ 会計監査人

（公告方法）

第5条　当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第6条　当会社の発行可能株式総数は、180，000，000株とする。

（自己の株式の取得）

第7条　当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第9条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株式の取扱いに関する事項）

第10条　会社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（株主名簿管理人）

第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2.　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第3章 株主総会

（招 集）

第12条　定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

（定時株主総会の基準日）

第13条　当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

（招集権者及び議長）

第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役の1名が招集し、議長となる。代表取締役のいずれにも事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第18条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録にこれを記載又は記録する。

2. 株主総会の議事録はその原本を決議の日から10年間本店、その写しを5年間支店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第19条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は10名以内とし、監査等委員である取締役は4名以内とする。

（取締役の選任）

第20条 取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有す

る株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

4. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（取締役会の招集権者及び議長）

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役の1名が招集し、議長となる。代表取締役のいずれにも事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第24条 取締役会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第25条　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の委任）

第26条　当会社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる

（取締役会に関する事項）

第27条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（代表取締役及び役付取締役）

第28条　当会社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

2.　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役の報酬等）

第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

（取締役の責任免除）

第30条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2.　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の取締役の賠償責任を限定する契約を締結すること

ができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第31条　監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2.　前項の規定にかかわらず、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規程）

第32条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第33条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第34条　会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2.　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第35条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

（事業年度）

第36条　当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第37条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当等）

第38条　当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2.　当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3.　配当財産（中間配当金を含む。）が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

4.　未払配当財産には利息を付さないものとする。

附則

（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置）

第1条　当会社は、令和5年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であったものを含む。）の賠償責任については、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

（発行可能株式総数の効力発生日）

附則第2条　第6条（発行可能株式総数）は2024年9月21日付株式分割の効力発生を条件として効力を生じさせるものとする。

2.　本条の規定は、2024年9月21日付株式分割の効力発生日にこれを削除する。

（電子提供措置等の効力発生日）

附則第3条　変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行する会社（以下、「振替株式発行会社」という。）になった日から効力を生ずるものとする。

2.　変更案第15条の新設が効力を生ずるまでは、変更案第16条以降の条数から1を減ずるものとする。

3.　本条の規定は、当会社が振替株式発行会社となった日にこれを削除する。